

一九四〇年六月三日(第3回目)會議錄

八時半(自午前七時三十分)

</

日程第一二陳情第ニ号（第日程第三号）陳情第ニ号

大會議の顕本

議長　出席へ名欠席三名で定足数に達しておりますので

本日の會議を之れより開きます。

（午前十時三十分）

日程追加が參りておりますので、日程第一二陳情第ニ号

とそお願い致します。

昨日の本會議にて引続き審議に付された議案第ニ号旨

野辺村委員會条例の一部を改訂する条例案を議題と致

ります。

副議長と交代致します。

副議長　質疑をお願い致します。

五番　質疑を省略して委員会に付託いたし、動議を提出致

れます。

副議長　唯今五番より質疑省略して委員會付託の動議が

出ておりますか。

六番　暫休憩致します（午前十時四十分）

八番　再開致します（午前十時四三分）

八番　提案者の説明で行政科課よりの準則に基づいての話ですが、これは簡單に出来ちゃうではあるまいが、改ふのときは条文の解釋などどうかと思う。長時

間渡す審議されちゃうではありと困るが、

副議長　暫休憩致します（午前十時四十五分）

八番　再開致します（午前十時五十分）

一四	番	終務委員會は士番十四番六番あります。全体協議会でござる方が良いと想ひます。
五	番	先の動議は撤回致します。理由は委員会の方が三名より又席して委員会活動が出来かねるので、全体協議会でやつた方が良いと思ふ。
副議長		暫休總致します(午前十時五三分)
		再開致します(午前十一時)
八	番	イ条の三項に委員長は議長に報告しなければ出来ふことあるが、議長に通知するには要するにと思う。第十条は招集权をうなそあつて、招集と共に議長に通知しなければ出来ふこと云うとしておつて。
二〇	番	その辺の意見にありまつて、皆様の意見を求めていい。
八	番	第十一条は今までは委員長が責任をもう様にふって居たがこれに付議長が公私と何んれば出来ふいとあるが、
二一	番	委員会は議長に報告すると、これは対外的な問題である。
議長名で公示です。		
副議長		暫休總致します(午前十時四分)
		再開致します(午前十一時二十五分)
八五	番	第十九条議長とどうか議長の承認を要せば出来まいと云ふ意味がある。西谷の御意見ではある。
二二	番	事務手続との規程をあります。
一三	番	十五条、委員長とある。委員会とすると、委員長の权限がせざる處にあります。併放委員長を委員会に改めたが、
二〇	番	委員長だけ申ほ出來ないと云う見解で。

一 番	十大条　十四章の西条　そこをきづかれたかどうか
二 番	唯今之碑は日本とミニヒュリ相違がありりますので
三 番	相違の場合之法院のうちを檢討にておまか
事務局	市町村自治法、文書が違ひと法をもつて法令であります りで市町村独自でと云うことはどうかと思ひました
四 番	議長の代表权で我々がこれまで認めがそニ研究して ればあらうとと思う是所の陳情を議長に石で差れて おこなう
五 番	代表权は村長以外にないとと思うが、陳情をもとを貫徹させ ます
副議長	暫休憩致します(午前十時三十分)
六 番	再開致します(午前十一時三十五分)
七 番	第一大条、対外的問題で議長に改められていましたが、次のノルマ で、未全文にあります。エホトカラが、ニムは当然議長の名 にわざとあるべきであります。
事務局	日本が準則にはノルマの規程がいい。各市町村の規程を見当 たが、内巻に於て対外的がもうでありますれば皆様方の 議論を对照にあらうと思ふ
八 番	二三茶は委員長が報告する所は多く、議長が報告する ことにあります。
副議長	暫休憩致します(午前十一時四十分)
九 番	再開致します(午前十一時五十分)　言ひておまかの段落
十 番	質疑を打切って貰ひておこうが、二三茶は委員長の改めです
十一 番	異議なしと呼ぶもうダリ

副議長	では御異議がござりますのでありますので質疑を打切ります
番	討論をお願い致します
八	二ヶ葉碑に反対であります。色々と問題があり、条例の改定は重要な事項であります。おぼろが、部分を改めます。
	行政課よりの準則の来るまで待つておく方が良い。
	提案者の立場は良く知る店ですが、今度改めて受け取れば、當上支障があるでは無い。当分は三水で止めておりと思うので、改めることなく反対であります。
二二番	原案に賛成であります。或程全琉球的に改めか語れませんが、本村においてはすぐに建設課も設置されて居る。それで、条例中に於て改めます。今先問題を指摘し、ソグれにして、委員会条例が不ぬよれると、条例を設置する二点は重要であります。建設課も設置されてあります。すうで、原案に賛成であります。
二四番	原案に賛成であります。行政課の準則に基づいて、全琉球的で改ふて、足並をあらへる。各市町村が、まことにあつて店どうで、そつ邊を足並をうそじ。
	現在の条例が違うところも指摘してから改めとあります。二点はどうかと思ひます。下りては、よく、三水で、よく、現状の条例が違うところも指摘してから改めとあります。二点はどうかと思ひます。
副議長	討論を打切るかどうか。
五	異議なしと呼ぶもうおり
	御異議がござりますので、討論を打切り
	表決致します。
六	議案第十七号並野瀬村委員会条例について表決致します。

		副議長 原葉に賛成の方は举手願ひます。
		举手者二十五名、過半数であります。よつて議案第ニ号宣
		野辺村委員会条例を原葉通り可決と定めしです。
		議長と交代致ります。
		暫休憩致しま事(午後三時十分)
		再開致します(午後三時十分)
		昨日上提出しました議案第ニ号、並野辺村職員定数
		条例の一部を改ふる条例を議題と致します。
		質疑を願ひます。
		「番議員登場すれば可い」
		八 番 訂正數条例を前に改ふてたが、
		更員三三名、技術更員七名、その他更員八名、計四七名が
		現行条例であります。
		議長 「答議員着席す。」
		五 番 部課改善、従業課させの改善を考えての事か。全體
		今検討してある。今定数も増してからと云うて、直は職員、
		本主よりの資料等を検討して、施設に様子行なへ。
		一五 番 取扱い方で従業課の増ふて、いるが、九名の補助がある
		から、それなりに計上三小じうが、
		不 番 新進として増員しないで執行して行きたいと、三役四
		課長募集を詰じ合ひたが、建設課においてはどうとも
		増員と云ふれば出来ないだ。
		八 番 現在まで二九名で二〇名ほどの臨時を雇つてやつて来てある
		然今度の場合、五六名を増えて、結構一九名を増さざつ

長 おまが先手でこの事務分量が増えておとにふうか

五 番 事務量の伸びが現状を折り来るまどろが、
村 長 議会議金にシイニモモヤリたと想つる

七 番 二つ水戸議文を見て場合に更員何名と評議が
一七 番 三名の隊列明記に考が良いと思うが、
助 徒 番隊例には色合とあります。人員については村長が決める
助 徒 ことはあそり更員については技術更員議は五分すまうが東京
助 徒 とあります。

一三 番 市議会に於て水道事業にとりあって是非必要なとの事
を平成化計画が住民登録の施行でれ石を新増すと云つ
たと存る。貢租が多くあると思ふが、

番 一般事務部局十九名でそれ内住民登録に五名技術更員三名
運転等二名と、そは運転等二名にあらう。
村 長 木三名であります。

一三 番 政府の補助金は五名分が継続的にあります。

移川 今年度は一木名分位あります。正教と云は其名とて
金をべきと來年度はその半分位で最も多く見積もります。

一三 番 必要性を打切り委員会付託にした。動議を提出致ます。

一九 番 賛成と呼ぶ

議 長 唯今之動議は非並の賛成者があります。成立致して方より事

務を請ひ取らる。オーライ。請ひ取らせておきまつてお

裏議をと呼ぶ。二三ふうにいた

議 長 御裏議があらうと實地を行切り委員会付託をすまう。改善す

ぐ

議長	議事第ニヨリ宣野灣村取扱様例ノ一部を改ムる様例につてを 財政委員会に付託すること御裏議ありまセんか
要議	要議シと呼ガリマセリ
御裏議	御裏議ガヨリモ議事第ニヨリ宣野灣村取扱様例ノ一部 を改ムる様例につてを財政委員会に付託すことに決定致シ
委員会付託	議事第ニヨリ宣野灣村取扱様例に付託すが後つ議議事も 委員会付託にて新議を提出致シます
賛成	賛成と呼ガリマセリ
議長	唯今之動議ヲ新定の發行者ガおりますべキ動議ヲ成ニシカ リトキテ左様取扱を良ム
要議	要議シと呼ガリマセリ
御裏議	御裏議ガヨリモ委員会付託すことに致シます
"	議事第ニヨリ宣野灣村取扱金支給様例ノ一部を改ムる様例に 付託すがヨリモ委員会付託すことに御裏議ありまセんか
議長	ヨリモビの委員会に付託すがヨリモ
財政委員会付託	財政委員会付託すことに御裏議ありまセんか
要議	要議シと呼ガリマセリ
御裏議	御裏議ガヨリモ議事第ニヨリ宣野灣村取扱金支給様例 ノ一部を改ムる様例につてを財政委員会付託すことに決定
賛成	賛成と呼ガリマセリ
議長	議事第ニヨリ宣野灣村取扱様例につてセビラ委員会 付託するお詔り致す
一七 委員会付託	一七 委員会付託
議長	總務委員会に付託すがヨリモ
要議	要議シと呼ガリマセリ

議長

御裏議より議業第4号ノ首経済村住民登録施行條例を
終務委員会付託すヨニヒに決定致シモ

議業第2号ノ首経済村育英資金條例につきセドリカ委員会付託事
ガ付託致シモ

同上終務委員会付託シタハ

終務委員会付託すヨニヒに御裏議ありマセんカ

裏議アヒト呼カ

御裏議ガリテ議業第2号ノ首経済村育英資金條例につきセ
終務委員会付託すヨニヒに決定致シモ

議業第2号ノ首経済村育英資金貸与條例につきセドリカ議致シモ

議業第2号ノ終務委員会付託すヨニヒに御裏議ありマセんカ

裏議アヒト呼カリ

御裏議ガリテ議業第2号ノ首経済村育英資金貸与條例
につきセドリカ終務委員会付託すヨニヒに決定致シモ

陳情第一号都市計画事業の村移管陳情につきセドリカ議致シモ

陳情第一号ノ終務委員会付託シタヒと思シモ

裏議アヒト呼カ

御裏議ガリテ陳情第一号ノ都市計画事業の村移管陳情に
つきセドリカ終務委員会付託すヨニヒに決定致シモ

陳情第二号排水施設の施行陳情につきセドリカ議頭と致シモ

陳情第二号終務委員会付託シタヒ思シモ

裏議アヒト呼カリ

議長

御裏議があつて陳情第二号補助金の施行方陳情にても經濟委員会に付託することに決定致ります。

陳情第三号補助金交付方陳情にても題と致ります。

陳情第三号工政委員会に付託いたいといふと思ひますか。

裏議かと呼ぶあります

御裏議があつて陳情第三号補助金交付方陳情につきを我政委員會付託することに決定致ります。

日程第七陳情第四号工木工事補助陳情につきを上提致します

書記三三説せられます

説明を願います

主 番

二つ方本大セオで、畠の真中に家を建て住んでしまが、エマ園台川

で堤防がくづれ、自分で工事はやどひが、毎日の生活に非常に困

る現状況であります

お詫び致しますシテ陳情を受理するがどうにこゝで

ニ番 性格は別と見ての陳情を認めて委員会に付託となり動議を提出致ります。

一主 番

唯今動議を所定の替考がありますので成立致さりりますが

左様取扱えまんが、

裏議かと呼ぶあります

御裏議がさうで、この陳情を受理することにて、委員会に付託す

ることに致ります

答 清春員会に付託することに御裏議なりとせんが、

"

議

長

御裏議がござりまして陳情第ニ号土不王事補助陳情に
付記するに決定致ります。

議

長

暫休憩致します(午後二時三十分)

会議休止します(午後一時二十五分)

日程第ニ号陳情第ニ号眞栄原在村有地に対する陳情につき上
提致します

書記と朗誦せられます

陳情第ニ号の処理につきお詫び致します

暫休憩致します(午後二時三十分)

会議休止します(午後二時四十分)

陳情第ニ号と經濟委員会に付記するに御裏議ありますから
裏議などと呼べます

御裏議がござりまして陳情第ニ号眞栄原在村有
地に対する陳情などを經濟委員会に付記することに決定致ります
会期にてお詫び致します委員会活動で日時を要すると思いま
すので会期を三日間延長いたし(二月二日から三月三日)が

裏議などと呼べます

御裏議がござりて会期を(二月二日から三月三日)の二日間延長致します

本日の日程は全部終了致しましたのでこれからも様子会議を
開いていきます次は三月三日午前十時より開くことに致します

散会(午後二時五十分)